11　この書簡の付表は、この書簡の不可分の一部を成す。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をカンボジア王国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十五年三月三十日にプノンペンで

カンボジア王国駐在
日本国特命全権大使　隈丸優次

カンボジア王国
副首相兼外務・国際協力大臣　ハオ・ナムホン閣下

付表

1 事業計画名	2 供与限度額	3 利子率（パーセント）	4 償還期間	5 支出期間（借款契約の発効の日の後）
1 プノンペン首都圏送配電網拡張整備計画（フェーズ2）（第一期）	三十八億千六百万円	〇・〇一	十年の据置期間の後三十年	八年
2 国道五号線改修計画（スレアマム―バッタンバン間及びシソポン―ポイペト間）（第一期）	百九十二億八百万円	〇・〇一	十年の据置期間の後三十年	九年
総　額	二百三十億二千四百万円			

（カンボジア側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をカンボジア王国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十五年三月三十日にプノンペンで

カンボジア王国
副首相兼外務・国際協力大臣　ハオ・ナムホン

カンボジア王国駐在
日本国特命全権大使　隈丸優次閣下

○文化庁告示第二十四号

著作権法施行規則（昭和四十五年文部省令第二十六号）第一条の三第四号及び第五号の著作権に関する講習を次のとおり実施するので同規則第二条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十七年四月二十二日

文化庁長官　青柳　正規

一　名称

平成二十七年度図書館等職員著作権実務講習会

二　目的

著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）第一条の三第一項に掲げる図書館その他の施設（以下「図書館等」という）の職員に対し、図書館等の実務に必要な著作権に関する知識を修得させる。

三　日時及び場所

1　東京会場

（ア）日時　平成二十七年八月十八日（火）（十時三十分から十六時四十五分まで）、八月十九日（水）（十時三十分から十六時四十五分まで）及び八月二十日（木）（十時三十分から十五時四十五分まで）

（イ）場所　昭和女子大学グリーンホール【定員四〇〇名】（郵便番号一五四―八五三三　東京都世田谷区太子堂一丁目七番五十七号）

2　京都会場

（ア）日時　平成二十七年九月九日（水）（十時三十分から十六時四十五分まで）、九月十日（木）（十時三十分から十六時四十五分まで）及び九月十一日（金）（十時三十分から十五時四十五分まで）

（イ）場所　京都大学吉田キャンパス吉田南四号館三階四共三〇教室【定員二〇〇名】（郵便番号六〇六―八五〇一　京都市左京区吉田二本松町）

四　履習すべき科目

著作権法及び著作権実務演習

五　受講資格

1　大学又は高等専門学校を卒業した者で、図書館等に勤務する者

2　高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は高等専門学校第三学年を修了した者で、三年以上図書館事務又はこれに相当する事務に従事した経験を有し、かつ、図書館等に勤務する者

3　司書となる資格を有する者、司書補となる資格を有する者で当該資格を得た後三年以上図書館事務に従事した経験を有する者又は人事院規則で定める採用試験のうち、主として図書館学に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする官職を対象とするものに合格した者

4　前各号に掲げる者のほか、文化庁長官が受講を認めた者

六　受講者

文化庁において受講申込者のうちから会場の定員範囲内で選定し、その旨を通知した者

七　受講申込手続

1　申込期限

平成二十七年五月十八日（月）まで（締切日消印有効）

2　申込書

別記様式

3　申込方法

受講申込者は、申込書に返信用封筒（角型二号封筒に返信先（郵便番号含む）・申込者氏名を記入し百二十円分の切手を貼付したもの）を添えて、文化庁長官官房著作権課（郵便番号一〇〇―八九五九　東京都千代田区霞が関三丁目二番二号）に申し込むこと。

4　受講料

無料

八　講師

文化庁職員等

九　受講修了者

受講成績が良好と認められた者

十　修了証書

受講修了者には修了証書を授与する。